

外国にある船員の募集及び職業紹介機関を利用する場合の手続

(対象：国際航海に従事する船舶の所有者)

2006年の海上の労働に関する条約(以下、「条約」という。)においては、締約国に対して、自国の領域内で運営される船員の募集及び職業紹介のための民間機関(以下、「船員職業紹介機関等」という。)について、標準化された免許交付制度等を整備することを要求している(条約A1.4.2)。また、船舶所有者に対して、本条約の適用を受けない国又は領域に所在する船員職業紹介機関等を利用する場合、実行可能な限り、当該機関の条約要件への適合性を確認することを要求している(条約A1.4.9)。

このため、船員法(改正：平成24年9月12日法律第87号)第32条の2において、船員職業紹介機関等を利用した船員の雇入れに関して、一定の制限をかけることとし、船員法施行規則第16条の2において、外国に所在する当該機関を通して日本籍船に乗り組む船員を雇い入れる場合の要件を定めることとしている。

したがって、船舶所有者は、「締約国である外国の船員職業紹介機関等」又は「非締約国である外国の船員職業紹介機関等」を利用する場合には、次の手続に従い、当該機関について条約の要件への適合性を確認したうえで、旗国検査、船員労務監査及び寄港国検査に利用可能な当該機関の適合性を証明した書類又はその写しを船内に備え置くものとする。

1. 締約国である外国の船員職業紹介機関等を利用する場合の手続

船舶所有者は、当該機関が「条約に定める要件を満たしている旨の政府その他の機関による証明を得ていること」を次のいずれかの書類で確認したうえで、その書類又はその写しを船内に備え置くものとする。

なお、使用される言語が英語でない場合には、英訳を添付するものとする(漁船を除く。)

- ア．当該締約国政府又はその代行機関が、船舶所有者が利用する船員職業紹介機関等に対して交付した免許証、認可証又はこれらに相当する書類、若しくはそれら書類の写し
- イ．船舶所有者が利用する船員職業紹介機関等が、当該締約国政府又はその代行機関の免許又は認可を受けていることを自ら証明する書類(当該機関が作成する声明書等)
- ウ．船舶所有者が利用する船員職業紹介機関等が当該締約国政府又はその代行機関の免許又は認可を受けていることを、当該締約国政府が公表している文書又はその写し(締約国政府当局ウェブサイト上の公表情報を含む)

2. 非締約国である外国の船員職業紹介機関等を利用する場合の手続

船舶所有者は、当該機関が「条約に定める要件に適合していること」を次の方法により確認したうえ、それらを証明した書類又はその写しを船内に備え置くものとする。

なお、使用される言語が英語でない場合には、英訳を添付することとする(漁船を除く)。

【外国の船員職業紹介機関等の適合性確認手続】

ア. 船舶所有者自らが、船員職業紹介機関等の適合性を確認する場合

適合性の確認手続についての手順書をあらかじめ作成する。

条約要件の適合性について、チェックリスト等*を使用して審査*²する。

* 参考資料：「海上労働条約の非締約国である外国の船員職業紹介機関等の適合性チェックリスト」

*² 審査方法：立ち入り、書類審査又は聴取

確認の結果、条約要件に適合していることを認めた場合は、適合性を証明する審査結果、審査を行った者の署名及び確認日等を記載した書類を作成する。

署名された上記書類の写しを船内に備え付ける。

同一機関を継続的に利用する場合にあっては、審査日から1年を超えない範囲*³で再審査を行うものとする。

*³ 当該機関から船員を雇入れる毎に審査を行う必要はないが、継続的な条約要件への適合性を適正な間隔で確認すること

イ. 船員職業紹介機関等が、第三者機関から適合性の認証を受けている場合

第三者機関*⁴に適正な審査を行う要件が調っていることを確認*⁵する。

*⁴ 第三者機関：船級協会（IACSメンバーに限る）又はISO9001認証機関

*⁵ 確認方法：第三者機関の公表情報又は聴取等

船舶所有者は、第三者機関が当該機関の適合性を証明した書類又はその写しを確認する。

船舶所有者は、その書類の写しを船内に備え置くものとする。なお、使用される言語が英語でない場合には、英訳を添付する(漁船を除く)。

海上労働条約の非締約国である外国の船員職業紹介機関等の適合性チェックリスト

船員職業紹介機関の名称 _____

代表者の氏名 _____

住 所 _____

担当者氏名及び連絡先 _____

番号	確認すべき項目（条約要件）	根拠規定	判定
0	船員の募集及び職業紹介のための機関が、当該外国の標準化された制度であって、免許、資格証明その他の規制の形態に関するものに適合する場合にのみ運営されている	(A1.4.2)	Yes / No
1	船員が資格を有する職業を得ることを妨げ、又は抑止することを意図した手段、仕組み又は名簿を用いることを禁止している	A1.4.5 (a)	Yes / No
2	船員の募集、職業紹介又は船員への雇用の機会の提供のための手数料その他の料金の全部又は一部を直接又は間接に船員に負担させていない。ただし、船員が国内法令に定める健康証明書、船員手帳及び旅券又は他の類似の個人の旅行証明書を取得するための経費を除く。当該経費には査証に係る経費を含まないものとし、査証にかかる経費は船舶所有者が負担するものとする	A1.4.5 (b)	Yes / No
3	当該機関を通じて募集され、又は紹介されたすべての船員の最新の登録簿を維持している	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
4	雇用契約に先立ち、船員の権利及び義務について通知されていること、並びに、船員が雇用契約に署名する前に当該契約を検討するため、及び、署名した後に船員が当該契約の写しを受け取るために適正な措置をとられていることを確認している	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
5	船員がその職務に必要な資格を有し、及びその職に必要な証明書を所持していること、並びに当該船員の雇用契約が関係法令及び雇用契約の一部を構成する団体交渉の合意に適合していることを確認している	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
6	実行可能な限り、船員が外国の港に取り残されることのないよう保護する手段を船舶所有者が有することを確認している	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
7	船員の募集及び職業紹介のための機関の活動に関する全ての苦情について、調査・対応し、並びに解決されなかった苦情について権限のある機関に通知している	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
8	船舶所有者が船員に対する義務を履行しないことによって当該船員が負うこととなる金銭的損失を補償するため、保険又はこれと同等の適当な措置によって保護の制度を構築している	A1.4.5 (c) ()	Yes / No

当社は、このチェックリストにより上記職業紹介機関が条約の要件に適合していることを確認した。

日付 _____

審査を実施した者の氏名 _____

審査を実施した者の肩書 _____

(署名) _____

非締約国である外国の船員職業紹介機関等の要件（任意の確認項目）

* 条約B部に規定される任意事項であるため、船舶所有者が必ず確認すべき項目には該当しないが、審査を行う上での参考になり得るものとして下記に示す。

番号	確認項目（任意）	根拠規定
1	健康検査、船員身分証明書その他の船員が職業を得るために必要なものを確認している	B1.4.1.2 (a)
2	私生活についての権利及び秘密の保護の必要性に妥当な考慮を払いつつ、当該船員の十分かつ完全な記録を保管している この記録には、次のものを含めるべきであるが、これに限定されない。 () 船員の資格 () 雇用に関する記録 () 雇用に関連する個人情報 () 雇用に関連する医療上の情報	B1.4.1.2 (b)
3	船員を供給する船舶の最新の一覧表を維持し、及び緊急の場合にはいつでも当該機関に連絡を取るための手段があることを確保している	B1.4.1.2 (c)
4	特定の船舶における又は特定の会社による雇用の提供に関して、船員が当該機関又はその職員による搾取の対象とならないことを確保するための手続がある	B1.4.1.2 (d)
5	船舶所有者と船員との間の賃金の前払その他の金銭上の取引であって、当該機関が取り扱うものから生ずる船員の搾取の機会を防止するための手続がある	B1.4.1.2 (e)
6	募集の過程において船員が負担することが予測される費用がある場合には、その費用を明確に公表している	B1.4.1.2 (f)
7	船員が雇用により従事することとなる職務に適用される特別の条件及び船員の雇用に関する船舶所有者の特別の方針について当該船員に通知することを確保している	B1.4.1.2 (g)
8	自然正義の原則に基づくものであって、国内法令及び国内慣行並びに適用可能な場合には団体交渉の合意に従って能力又は規律の欠如の事例を取り扱うための手続がある	B1.4.1.2 (h)
9	雇用のために提出されるすべての義務的な証明書及び文書が最新のものであり、かつ、不正に取得されたものでないこと並びに雇用に関する履歴が確認されていることを実行可能な限り確保するための手続がある	B1.4.1.2 (i)
10	船員が海上にいる間、当該船員の家族が情報又は助言を要請する場合において、その要請について迅速に、好意的に、かつ無料で対処することを確保するための手続がある	B1.4.1.2 (j)
11	船舶における労働条件が船舶所有者と代表的な船員団体との間で締結した適用可能な団体交渉の合意に適合していることを確認し、並びに方針として、適用可能な法令及び団体交渉の合意に適合する雇用条件を船員に提示する船舶所有者に対してのみ船員を供給している	B1.4.1.2 (k)

Checklist for conformity of the seafarer recruitment and placement services (RPS)
based in countries or territories in which this Convention does not apply.

Name of RPS _____

Name of the Representative _____

RPS Address _____

Person in charge of RPS _____

Phone No. or e-mail address, etc. _____

No.	Requirement of the Convention	No. of std	decision
0	The private RPS shall be operated only in conformity with a standardized system of licensing or certification or other form of regulation.	(A1.4.2)	Yes / No
1	RPS prohibits using means, mechanisms or lists intended to prevent or deter seafarers from gaining employment for which they are qualified.	A1.4.5 (a)	Yes / No
2	RPS requires that no fees or other charges for seafarer recruitment or placement or for providing employment to seafarers are borne directly or indirectly, in whole or in part, by the seafarer, other than the cost of the seafarer obtaining a national statutory medical certificate, the national seafarer's book and a passport or other similar personal travel documents, not including, however, the cost of visas, which shall be borne by the shipowner.	A1.4.5 (b)	Yes / No
3	RPS maintains an up-to-date register of all seafarers recruited or placed through them.	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
4	RPS makes sure that seafarers are informed of their rights and duties under their employment agreements prior to or in the process of engagement and that proper arrangements are made for seafarers to examine their employment agreements before and after they are signed and for them to receive a copy of the agreements.	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
5	RPS verifies that seafarers recruited or placed by them are qualified and hold the documents necessary for the job concerned, and that the seafarers' employment agreements are in accordance with applicable laws and regulations and any collective bargaining agreement that forms part of the employment agreement.	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
6	RPS makes sure, as far as practicable, that the shipowner has the means to protect seafarers from being stranded in a foreign port.	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
7	RPS examines and respond to any complaint concerning their activities and advise the competent authority of any unresolved complaint.	A1.4.5 (c) ()	Yes / No
8	RPS establishes a system of protection, by way of insurance or an equivalent appropriate measure, to compensate seafarers for monetary loss that they may incur as a result of the failure of a recruitment and placement service or the relevant shipowner under the seafarers employment agreement to meet its obligations to them.	A1.4.5 (c) ()	Yes / No

We verified in fact that the above RPS conform to the requirements of the Convention by this checklist.

Date : _____

Name : _____

Title : _____

Signature : _____

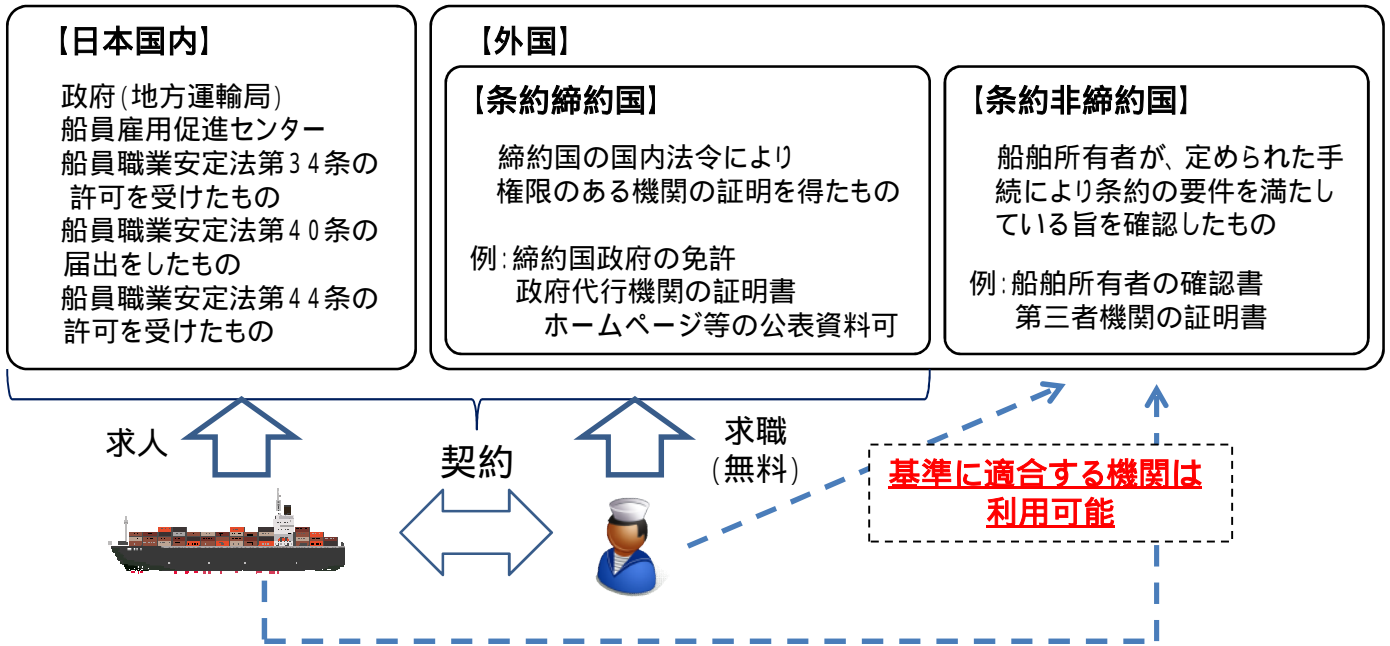
The Guidelines of the Convention for the recruitment and placement services

The following requirements of Part B of the Code are not mandatory in the Convention. Thus those are not requirements that shipowner should verify for conformity of the RPS. This document will be expected to utilize as a reference at the implementation of audit for RPS by shipowners.

No.	Requirements of Part B of the Code	No. of Part B
1	PRS should address medical examinations, seafarers' identity documents and such other items as may be required for the seafarer to gain employment.	B1.4.1.2 (a)
2	RPS should maintain, with due regard to the right to privacy and the need to protect confidentiality, full and complete records of the seafarers covered by their recruitment and placement system, which should include but not be limited to : (i) the seafarers qualifications (ii) record of employment (iii) personal data relevant to employment (iv) medical data relevant to employment	B1.4.1.2 (b)
3	RPS should maintain up-to-date lists of the ships for which the seafarer recruitment and placement services provide seafarers and ensuring that there is a means by which the services can be contacted in an emergency at all hours.	B1.4.1.2 (c)
4	RPS should address procedures to ensure that seafarers are not subject to exploitation by the seafarer recruitment and placement services or their personnel with regard to the offer of engagement on particular ships or by particular companies.	B1.4.1.2 (d)
5	RPS should address procedures to prevent the opportunities for exploitation of seafarers arising from the issue of joining advances or any other financial transaction between the shipowner and the seafarers which are handled by the seafarer recruitment and placement services.	B1.4.1.2 (e)
6	RPS should clearly publicize the costs, if any, which the seafarer will be expected to bear in the recruitment process.	B1.4.1.2 (f)
7	RPS should ensure that seafarers are advised of any particular conditions applicable to the job for which they are to be engaged and of the particular shipowner's policies relating to their employment.	B1.4.1.2 (g)
8	RPS should address procedures which are in accordance with the principles of natural justice for dealing with cases of incompetence or indiscipline consistent with national laws and practice and, where applicable, with collective agreements.	B1.4.1.2 (h)
9	RPS should address procedures to ensure, as far as practicable, that all mandatory certificates and documents submitted for employment are up to date and have not been fraudulently obtained and that employment references are verified.	B1.4.1.2 (i)
10	RPS should address procedures to ensure that requests for information or advice by families of seafarers while the seafarers are at sea dealt with promptly and sympathetically and at no cost.	B1.4.1.2 (j)
11	RPS should verify that labour conditions on ships where seafarers are placed are in conformity with applicable collective bargaining agreements concluded between a shipowner and a representative seafarers' organization and, as a matter of policy supply seafarers only to shipowners that offer terms and conditions of employment to seafarers which comply with applicable laws or regulations or collective agreements.	B1.4.1.2 (k)

国内・外国での募集・職業紹介を利用した船員の雇入れ(新法第32条の2関係)

船舶所有者が利用可能な募集・職業紹介機関



海上労働条約に定める要件 (A1.4 関係)

条約	第1.4基準(規範A) 募集及び職業紹介に関する要件
A1.4.5(a)	船員が資格を有する職業を得ることを妨げ、又は抑止することを意図した手段、仕組み又は名簿を用いることを禁止している
A1.4.5(b)	船員の募集、職業紹介又は船員への雇用の機会の提供のための手数料その他の料金の全部又は一部を直接又は間接に船員に負担させていない ただし、船員が国内法令に定める健康証明書、船員手帳及び旅券又は他の類似の個人の旅行証明書を取得するための経費を除く。当該経費には査証に係る経費を含まないものとし、査証に係る経費は、船舶所有者が負担するものとする
A1.4.5(c) i	当該船員の募集及び職業紹介のための機関を通じて募集され、又は紹介された全ての船員の最新の登録簿を維持している
A1.4.5(c) ii	雇用契約に先立ち、船員の権利及び義務について通知されていること、並びに、船員が雇用契約に署名する前に当該契約を検討するため、及び、署名した後に、船員が当該契約の写しを受け取るために適正な措置がとられていることを確認している
A1.4.5(c) iii	船員がその職務に必要な資格を有し、及びその職務に必要な証明書を所持していること、並びに当該船員の雇用契約が関係法令及び雇用契約の一部を構成する団体交渉の合意に適合していることを確認している
A1.4.5(c) iv	実行可能な限り、船員が外国の港に取り残されることのないよう保護する手段を船舶所有者が有することを確認している
A1.4.5(c) v	当該船員の募集及び職業紹介のための機関の活動に関する全ての苦情について、調査・対応し、並びに解決されなかった苦情について権限のある機関に通知している
A1.4.5(c) vi	船舶所有者が船員に対する義務を履行しないことによって当該船員が負うこととなる金銭的損失を補償するため、保険又はこれと同等の適当な措置によって保護する制度を構築している